

# 令和3年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要綱

## 第1 名 称

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

※大麻事犯の検挙人員が7年連続で増加していることを踏まえ、名称を変更しました。

## 第2 目 的

麻薬・覚醒剤・大麻、シンナー、危険ドラッグ等（以下「麻薬・覚醒剤・大麻等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因など公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。本運動は、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害を広く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

特に、我が国では、大麻事犯の検挙人員は7年連続で増加して過去最多を更新し、「大麻乱用期」とも言える状況である。近年、SNS等では大麻に関する誤った情報が流布されており、特に、30歳未満の若年層における大麻事犯の検挙人員は大麻事犯の検挙人員全体の6割以上となり、深刻な事態となっている。

薬物乱用を未然に防止するため、国・都道府県・関係団体が緊密に連携し、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、啓発対象年齢層に応じて薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法などを周知することで、薬物乱用拡大を防止するための対策を積極的に行うことを徹底する。

## 第3 実施期間

令和3年10月1日から同年11月30日までの間とする。

ただし、都道府県の実情に応じて実施期間を変更することは差し支えない。

## 第4 実施機関等

主 催 厚生労働省、都道府県

後 援 内閣府、警察庁、法務省、最高検察庁、  
財務省税関、文部科学省、海上保安庁  
公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター

## 第5 実施事項

### 1 政府における実施事項

#### (1) 広報機関等による啓発宣伝

政府広報等を通じた麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害についての全国的な広報活動を実施する。

特に、大麻については、その危険性・有害性について正しい知識を

広く普及できるよう啓発活動をより重点的に行う。

- (2) 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会の開催  
麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用防止の全国的気運の盛り上がり  
を期するため、全国6都市において開催する。
- (3) 薬物乱用防止功労者の表彰  
麻薬行政の推進に関して、顕著な功績のあった者に対して表彰を  
行う。
- (4) 薬物乱用に関する啓発資材の作成配布  
麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害とこれらの事犯の実態  
を周知するため、ポスター、パンフレット等を作成・配布する。  
特に、大麻については、危険な薬物であることを理解してもらえ  
るような内容を盛り込む。

## 2 都道府県における実施事項

- (1) 広報機関等による啓発宣伝  
自己の広報機関を全面的に活用するとともに、取締関係機関、教育  
関係機関等と連携を密にし、それぞれの実情に即した広報活動を実施  
する。  
また、報道機関の協力を求め、本運動の普及徹底を図り、大麻をは  
じめ薬物の危険性について理解してもらえるような啓発宣伝を行うも  
のとする。
- (2) 薬物乱用防止指導員、関係団体との連携による啓発活動の徹底  
薬物乱用防止指導員、青少年健全育成団体等との連携のもとに、麻  
薬・覚醒剤・大麻等の乱用による危害等について地域における啓発活  
動を積極的に行う。また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止セン  
ターの活用についても考慮する。  
また、「薬と健康の週間」等関連のある行事においてもこれらの乱  
用防止の啓発に努める。
- (3) 学校等における薬物乱用防止教室において、効果的な啓発活動が展  
開されるよう周知徹底を図る。
- (4) 相談制度の周知徹底  
保健所の薬物相談窓口事業、精神保健福祉センターの薬物関連問題  
相談事業等各都道府県の薬物乱用に関する相談制度を広く普及し、そ  
の活用について周知徹底を図る。

### 3 留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、地域等の実情に応じて、各実施事項の中止や規模縮小等を含め、柔軟に対応することは差し支えない。

(2) 啓発資材を作成する場合は、一部に「違法薬物に手を出させない一次予防に重きが置かれ、それが薬物依存症者に対する差別を助長しているのではないかといった指摘もある。」\*と言った意見もあることを踏まえ、表現等の検討をすること。

\*令和3年6月25日公表の「大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめ」より抜粋。